

県立図書館関係資料

教育振興部生涯学習課

目 次

1	3館の概要	1
2	県立図書館と市町村立図書館の役割	2
3	県内公共図書館設置状況	3
4	県内公共図書館・未設置市町村読書施設一覧	4
5	市町村立図書館等への支援	
	(1) 図書貸出数、レファレンス受付数、運営相談、 県立図書館の図書館等協力状況	7
	(2) 研 修	12
	(3) 協力車の巡回	17
	(4) 横断検索システム	18
6	都道府県立図書館数	19
7	社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議	20
8	指定管理者制度の運用について	21
9	県立図書館の耐震調査（平成18年度実施）の結果について	
		23
10	生涯学習審議会	24
11	「今後の千葉県における図書館の方向性について（意見）」の概要	
		25
12	「（仮称）千葉県立図書館の今後の在り方」素案	26
13	平成22年度千葉県立図書館運営方針	33
14	図書館利用規則	34
15	設置根拠法令	36

1 3館の概要

(平成22年3月31日現在)

項目	館名	中央図書館	西部図書館	東部図書館	3館合計
創立年月日		大正13年3月8日 (昭和43年9月新築移転)	昭和62年4月1日	平成10年11月1日	
所在地		千葉市中央区市場町	松戸市千駄堀	旭市ハ	
図書館協力車		2台	0台	1台	
敷地面積		5,600.00 m ²	5,236.00 m ²	4,093.74 m ²	14,929.74 m ²
延床面積		6,171.03 m ²	3,261.70 m ² ※書庫棟911.76m ² 含む	3,590.86 m ² ※別棟ポンプ室等15,20m ² 含む	13,023.59 m ²
建物		鉄筋コンクリート地下2階地上5階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート地上3階建	
駐車場台数		専用31台	専用35台	兼用92台	
収容可能開架		100,000冊	60,000冊	100,000冊	260,000冊
書庫		452,000冊	440,000冊	400,000冊	1,292,000冊
冊数計		552,000冊	500,000冊	500,000冊	1,552,000冊
座席数		48席	216席	215席	479席
自習席		17席			17席
児童席		24席			24席
その他		79席	18席	47席	144席
計		168席	234席	262席	664席
蔵書冊数		850,138冊	243,101冊	227,486冊	1,320,725冊
外国語図書※1		11,336冊	16,493冊	5,385冊	33,214冊
児童図書		99,651冊	0冊	0冊	99,651冊
千葉県資料		70,167冊	12,810冊	7,723冊	90,700冊
視聴覚資料		1,409点	15,002点	7,824点	24,235点
平成21年度受入冊数		11,011冊	5,512冊	9,892冊	26,415冊
購入図書冊数		6,596冊	3,456冊	8,111冊	18,163冊
寄贈受入冊数		4,415冊	2,056冊	1,781冊	8,252冊
購入雑誌タイトル数		18紙	76紙	23紙	117紙
法規集等		182誌	398誌	280誌	860誌
資料購入費		35,317千円	30,903千円	38,442千円	104,662千円
図書購入費		31,000千円	20,000千円	34,000千円	85,000千円
職員数		34人	22人	17人	73人
(司書有資格者数)		20人	11人	6人	37人
非常勤職員		6人	8人	9人	23人
計		40人	30人	26人	96人
入館者数		95,577人	242,406人	191,644人	529,627人
登録者数※2		13,646人	30,704人	11,082人	55,432人
貸出冊数		56,037冊	69,850冊	64,326冊	190,213冊
参考調査件数		14,323件	15,168件	6,604件	36,095件
複製サービス枚数		160,525枚	75,906枚	15,374枚	251,805枚
図書館間貸出冊数※3		41,351冊	17,155冊	33,588冊	92,094冊
市町村間等相互貸出冊数※4		41,880冊	31,836冊	13,518冊	87,234冊
特色		県立3館の調整機能を持つセンター館。千葉県公共図書館協会を通じての支援・職員研修等。県関係資料・児童サービス充実。	自然科学・技術系資料や新聞・雑誌が豊富。各種データベースが充実。障害者サービスを促進。	文学・歴史資料の分野に留意している。香取・海匝・山武エリア所管。高校・大学と連携。	

- (注) ※1 中央の外国語図書には児童図書と県関係資料の外国語図書を含み、児童図書と重複して記載
 ※2 年度内の登録者数から年度末の有効登録者数(累計数)に変更
 ※3 県外・県内類縁機関等及び県立図書館間の資料搬送の数値を含む
 ※4 各エリア内での貸出冊数(中央図書館の数値は、県内高等学校、大学及び類縁機関等を含む)

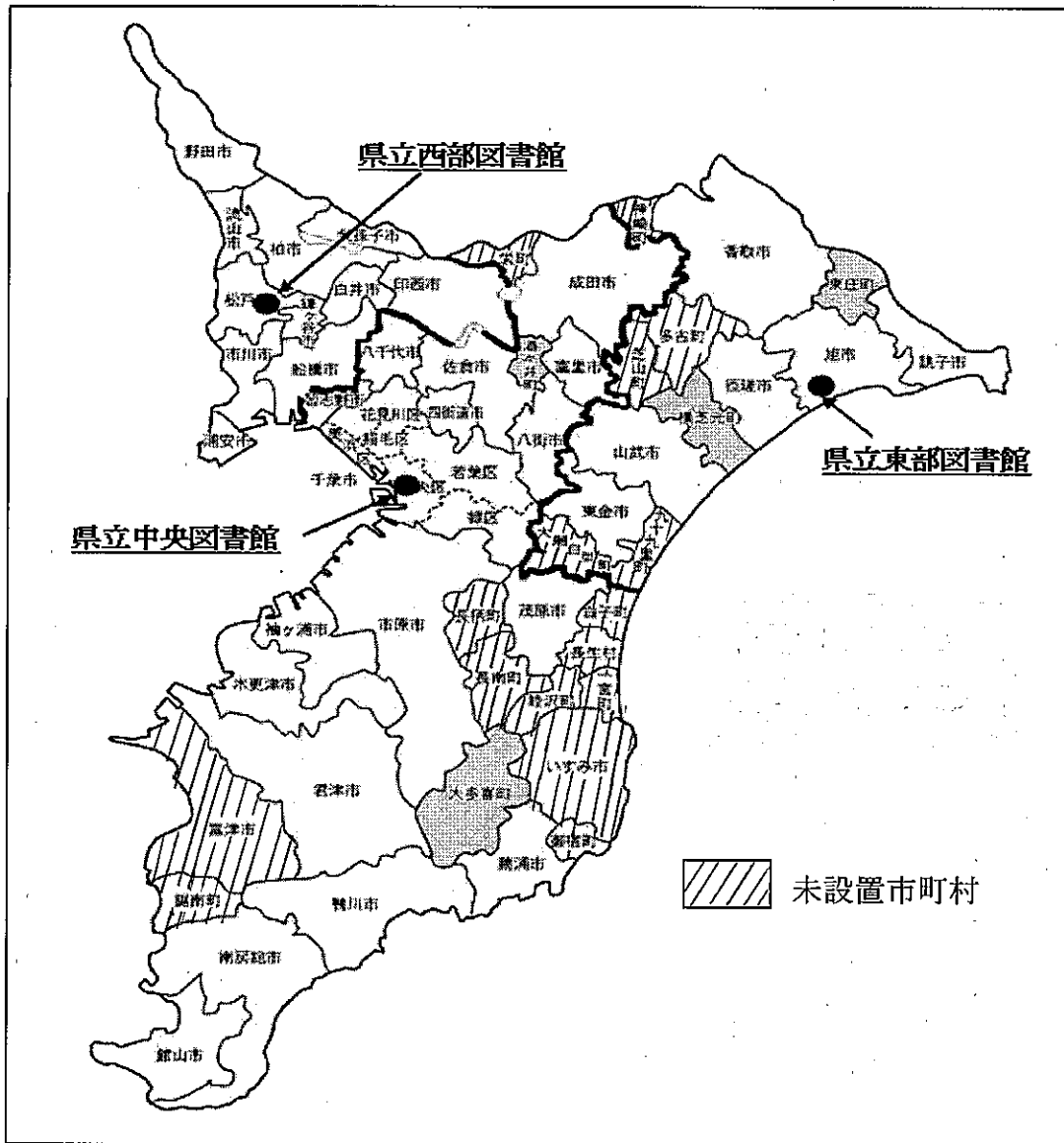
2 県立図書館と市町村立図書館の役割

<p style="text-align: center;">現行の「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準」 (平成13年 文部科学省告示)</p> <p>住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する。 図書館未設置市町村の求めに応じて必要な援助を行う。 住民の直接的利用に対する体制の整備 社会教育施設や学校等とも連携しながら、住民の学習活動を支援する</p> <p>1. 市町村立図書館の援助 (1) 資料の紹介、提供、保存 (2) 情報サービスに関する援助 (3) 図書館の運営の相談に応じること (4) 図書館の職員の研修に関する援助</p> <p>2. 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク 県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努める (1) 県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、図書館間の連絡調整の推進に努める (2) 県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他県立・国会図書館等との連携・協力に努める</p> <p>3. 調査・研究開発 (1) 図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究 (2) 住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握し、住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努める</p> <p>4. 資料の収集、提供等 (1) 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備 (2) 郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布</p> <p>5. 運用 市町村立図書館に係る1～6については、県立図書館に準用する</p>	<p style="text-align: center;">現行の「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準」 の改正の方向性</p> <p><現行の「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準」の改正に向けた文科省の協力者会議からの報告案></p> <p>○都道府県立図書館の役割 1. 市町村立図書館や地域の大学と連携して、図書館の新しいサービスや評価方法の調査・研究開発に努める。 2. 市町村立図書館への支援や公立図書館間や館種の異なる図書館間で連携の中心となること。 3. 県内の図書館職員の研修プログラムの開発・実施等に努める。</p> <p>○公共図書館の役割 1. 図書館活動の意義の理解促進 2. レファレンスサービスの充実と利用促進 3. 課題解決支援機能の充実 4. 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備 5. 図書だけでなく多様な資料の提供 6. 児童・青少年サービスの充実 7. 他の図書館や関係機関との連携・協力 8. 学校との連携・協力</p> <p><図書館法改正に基づく方向性></p> <p>1. 県教育委員会は、司書及び司書補の資質向上のため、必要な研修を行うことについての努力規定(*) 2. 子どもの読書活動の推進が、家庭でも図られるように図書館奉仕を行うことが重要 3. 図書館における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度についても十分配慮し、検討する必要(「指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し適切な管理運営体制の構築を目指すこと」との社会教育法の一部を改正する法律案に対する国会の附帯決議を受けたもの) 4. 図書館の運営状況に関する地域住民への情報提供</p> <p>(*)は県のみ</p>
<p style="text-align: center;">現行の「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準」 (平成13年 文部科学省告示)</p> <p>住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する。 図書館未設置市町村の求めに応じて必要な援助を行う。 住民の直接的利用に対する体制の整備 社会教育施設や学校等とも連携しながら、住民の学習活動を支援する</p> <p>1. 市町村立図書館の援助 (1) 資料の紹介、提供、保存 (2) 情報サービスに関する援助 (3) 図書館の運営の相談に応じること (4) 図書館の職員の研修に関する援助</p> <p>2. 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク 県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努める (1) 県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、図書館間の連絡調整の推進に努める (2) 県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他県立・国会図書館等との連携・協力に努める</p> <p>3. 調査・研究開発 (1) 図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究 (2) 住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握し、住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努める</p> <p>4. 資料の収集、提供等 (1) 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備 (2) 郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布</p> <p>5. 運用 市町村立図書館に係る1～6については、県立図書館に準用する</p>	<p style="text-align: center;">現行の「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準」 の改正の方向性</p> <p><現行の「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準」の改正に向けた文科省の協力者会議からの報告案></p> <p>○都道府県立図書館の役割 1. 市町村立図書館や地域の大学と連携して、図書館の新しいサービスや評価方法の調査・研究開発に努める。 2. 市町村立図書館への支援や公立図書館間や館種の異なる図書館間で連携の中心となること。 3. 県内の図書館職員の研修プログラムの開発・実施等に努める。</p> <p>○公共図書館の役割 1. 図書館活動の意義の理解促進 2. レファレンスサービスの充実と利用促進 3. 課題解決支援機能の充実 4. 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備 5. 図書だけでなく多様な資料の提供 6. 児童・青少年サービスの充実 7. 他の図書館や関係機関との連携・協力 8. 学校との連携・協力</p> <p><図書館法改正に基づく方向性></p> <p>1. 県教育委員会は、司書及び司書補の資質向上のため、必要な研修を行うことについての努力規定(*) 2. 子どもの読書活動の推進が、家庭でも図られるように図書館奉仕を行うことが重要 3. 図書館における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度についても十分配慮し、検討する必要(「指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し適切な管理運営体制の構築を目指すこと」との社会教育法の一部を改正する法律案に対する国会の附帯決議を受けたもの) 4. 図書館の運営状況に関する地域住民への情報提供</p> <p>(*)は県のみ</p>

県立図書館

市町村立図書館

3 県内公立図書館設置状況



図書館未設置市町村16市町村（2市13町1村）

- ・富津市、いすみ市、
- ・栄町、長柄町、長南町、白子町、一宮町、陸沢町、御宿町、
- ・鋸南町、神崎町、多古町、芝山町、大網白里町、九十九里町
- ・長生村

区分	市町村数	設置市町村数	市町村設置率	全国平均設置率	図書館数	
					本館	分館
計	54	38	70%	73%	72	66
県立	—	—	—	—	3	—
市立	36	34	94%	98%	65	65
町立	17	4	22%	53%	4	1
村立	1	0			0	—

(平成22年4月1日現在)

4 県内公共図書館・図書館未設置市町村読書施設一覧

(1) 県内公共図書館

平成22年4月1日現在

エリア	番号	館名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
県立	1	千葉県立中央図書館	260-8660	千葉市中央区市場町11-1	043-222-0116	043-225-8355
	2	千葉県立西部図書館	270-2252	松戸市千駄堀657-7	047-385-4133	047-384-1371
	3	千葉県立東部図書館	289-2521	旭市ハの349	0479-62-7070	0479-62-7466
中央	4	千葉市中央図書館	260-0045	千葉市中央区弁天3-7-7	043-287-3980	043-287-4074
	5	千葉市みやこ図書館	260-0001	千葉市中央区都町3-11-3	043-233-8333	043-234-4187
	6	千葉市花見川図書館	262-0005	千葉市花見川区こてはし台5-9-7	043-250-2851	043-250-2853
	7	千葉市稲毛図書館	263-0043	千葉市稲毛区小仲台5-1-1	043-254-1845	043-284-4795
	8	千葉市若葉図書館	264-0004	千葉市若葉区千城台西2-1-1	043-237-9361	043-237-5163
	9	千葉市緑図書館	266-0031	千葉市緑区おゆみ野3-15-2	043-293-5080	043-293-5100
	10	千葉市美浜図書館	261-0004	千葉市美浜区高洲3-12-1	043-277-3003	043-278-4303
	11	市原市立中央図書館	290-0056	市原市五井8182-2	0436-23-4946	0436-24-7777
	12	習志野市立大久保図書館	275-0012	習志野市本大久保3-8-19	047-475-3213	047-475-8574
	13	習志野市立東習志野図書館	275-0001	習志野市東習志野3-1-20	047-473-2011	047-473-2044
	14	習志野市立新習志野図書館	275-0025	習志野市秋津3-6-3	047-453-3399	047-452-3090
	15	習志野市立藤崎図書館	275-0017	習志野市藤崎6-20-11	047-475-3330	047-475-3397
	16	習志野市立谷津図書館	275-0026	習志野市谷津5-16-33	047-471-2072	047-471-2078
	17	八千代市立大和田図書館	276-0045	八千代市大和田250-1	047-482-3240	047-486-6156
	18	八千代市立八千代台図書館	276-0031	八千代市八千代台北6-7-6	047-482-0912	047-486-6157
	19	八千代市立勝田台図書館	276-0023	八千代市勝田台2-5-1	047-484-4946	047-486-6158
	20	八千代市立緑が丘図書館	276-0049	八千代市緑が丘3-1-7	047-489-4946	047-489-4947
	21	佐倉市立佐倉図書館	285-0023	佐倉市新町189-1	043-485-0106	043-485-2321
	22	佐倉市立志津図書館	285-0845	佐倉市西志津4-1-2	043-488-0906	043-488-0916
	23	佐倉市立佐倉南図書館	285-0807	佐倉市山王2-37-13	043-483-3000	043-481-2030
	24	成田市立図書館	286-0017	成田市赤坂1-1-3	0476-27-4646	0476-27-4641
	25	四街道市立図書館	284-0001	四街道市大日396	043-423-6443	043-423-6441
	26	八街市立図書館	289-1115	八街市八街ほ800-1	043-444-4946	043-444-4096
	27	富里市立図書館	286-0221	富里市七栄653-1	0476-90-4646	0476-90-4645
	28	酒々井町立図書館	285-0922	印旛郡酒々井町中央台3-4-1	043-496-8682	043-496-8683
	29	茂原市立図書館	297-0024	茂原市八千代2-9	0475-23-6151	0475-25-6136
	30	勝浦市立図書館	299-5235	勝浦市出水1297	0470-73-0300	0470-73-8200
	31	大多喜町立大多喜図書館天賞文庫	298-0216	夷隅郡大多喜町大多喜486-12	0470-82-2459	0470-82-2459
	32	館山市立図書館	294-0045	館山市北条1740番地	0470-22-0701	0470-22-1533
	33	鴨川市立図書館	296-0001	鴨川市横渚1428番地	04-7092-0312	04-7093-5681
	34	南房総市千倉図書館	295-0004	南房総市千倉町瀬戸2340-5	0470-40-1120	0470-40-1130
	35	木更津市立図書館	292-0804	木更津市文京2丁目6番51	0438-22-3190	0438-22-7509

エリア	番号	館名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
	36	君津市立中央図書館	299-1152	君津市久保2-13-3	0439-52-4646	0439-52-4746
	37	袖ヶ浦市立中央図書館	299-0262	袖ヶ浦市坂戸市場1393-2	0438-63-4646	0438-63-4650
	38	袖ヶ浦市立長浦おかのうえ図書館	299-0243	袖ヶ浦市蔵波634-1	0438-64-1046	0438-64-1481
	39	袖ヶ浦市立平川図書館	299-0236	袖ヶ浦市横田115-1	0438-75-7392	0438-75-7395
西部	40	船橋市中央図書館	273-0005	船橋市本町4-38-28	047-460-1311	047-421-3230
	41	船橋市西図書館	273-0031	船橋市西船4-12-18	047-431-4385	047-431-4396
	42	船橋市北図書館	274-0805	船橋市二和東5-26-1	047-448-4899	047-448-4824
	43	船橋市東図書館	274-0063	船橋市習志野台5-1-1	047-463-3611	047-463-9490
	44	市川市中央図書館	272-0015	市川市鬼高1-1-4	047-320-3333	047-320-3351
	45	市川市行徳図書館	272-0121	市川市末広1-1-31	047-358-9011	047-358-9012
	46	市川市信篤図書館	272-0013	市川市高谷1-8-1	047-328-8831	047-328-8831
	47	市川市南行徳図書館	272-0143	市川市相之川1-2-4	047-357-4188	047-357-4188
	48	市川市市川駅南口図書館	272-0033	市川市市川南1丁目10番1号 トリンクタウンいち かわ ザ・タワーズ・ウエスト3階	047-325-6241	047-325-6243
	49	浦安市立中央図書館	279-0004	浦安市猫実1丁目2-1	047-352-4646	047-352-4659
	50	鎌ヶ谷市立図書館	273-0124	鎌ヶ谷市中央1-8-35	047-443-4946	047-498-5191
	51	白井市立図書館	270-1422	白井市復1148-8	047-492-1122	047-492-8030
	52	松戸市立図書館	271-0092	松戸市松戸2060	047-365-5115	047-361-3770
	53	柏市立図書館	277-0005	柏市柏5-8-12	04-7164-5346	04-7164-5905
	54	野田市立興風図書館	278-0035	野田市中野台168-1	04-7123-7611	04-7123-0844
	55	野田市立南図書館	278-0022	野田市山崎2008	04-7125-7981	04-7125-7983
	56	野田市立北図書館	278-0052	野田市春日町16-1	04-7129-8811	04-7129-8812
	57	野田市立せきやど図書館	270-0226	野田市東宝珠花237-1	04-7198-4946	04-7198-5002
	58	流山市立中央図書館	270-0176	流山市加1-1225-6	04-7159-4646	04-7159-4765
	59	流山市立北部地域図書館	270-0101	流山市東深井991	04-7152-3200	04-7152-3636
	60	我孫子市民図書館	270-1147	我孫子市若松26-4	04-7184-1110	04-7183-6032
	61	印西市立大森図書館	270-1327	印西市大森2535	0476-42-8686	0476-42-8699
東部	62	香取市立佐原中央図書館	287-0003	香取市佐原イ211	0478-55-1343	0478-55-1342
	63	香取市立小見川図書館	289-0393	香取市羽根川38	0478-80-0511	0478-80-0511
	64	銚子市公正図書館	288-0056	銚子市新生町2-1-5	0479-25-3069	0479-25-3069
	65	旭市図書館	289-2516	旭市口729	0479-62-2560	0479-62-2561
	66	匝瑳市立八日市場図書館	289-2144	匝瑳市八日市場イ2402	0479-73-3746	0479-73-7654
	67	山武市松尾図書館	289-1523	山武市松尾町五反田3012番地	0479-80-8066	0479-80-8722
	68	山武市成東図書館	289-1324	山武市殿台290-1	0475-80-2299	0475-82-7171
	69	山武市さんぶの森図書館	289-1223	山武市埴谷1904-5	0475-80-9101	0475-80-9102
	70	東金市立東金図書館	283-0068	東金市東岩崎1番地1	0475-50-1190	0475-50-1291
	71	東庄町図書館	289-0601	香取郡東庄町笹川い4713-11	0478-86-1221	0478-86-3454
	72	横芝光町立図書館	289-1727	山武郡横芝光町宮川11917番地	0479-84-3311	0479-80-3008
中央	73	財団法人成田山仏教図書館	286-0024	成田市田町312	0476-22-0407	0476-24-4465

(2) 図書館未設置市町村読書施設

エリア	番号	館名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
中央	1	いすみ市夷隅公民館図書室	298-0125	いすみ市深谷1968-1	0470-86-5000	0470-86-5151
	2	富津市移動図書館	293-8506	富津市下飯野2443	0439-80-1345	0439-80-1353
	3	ふれあいプラザさかえ図書室	270-1516	印旛郡栄町安食938-1	0476-95-1112	0476-95-9500
	4	一宮町まちなかの図書室	299-4301	長生郡一宮町一宮2460	0475-42-7799	0475-42-7776
	5	白子町青少年センター	299-4218	白子町関5038-1	0475-33-2111	0475-33-7461
	6	長柄町公民館	297-0218	長生郡長柄町桜谷690番地	0475-35-3242	0475-35-5095
	7	長南町中央公民館	297-0121	長南町長南2125	0475-46-1194	0475-46-1194
	8	睦沢町中央公民館図書室	299-4413	長生郡睦沢町上之郷1654-1	0475-44-0211	0475-44-0213
	9	長生村文化会館図書室	299-4336	長生郡長生村岩沼2119	0475-32-5100	0475-32-5199
	10	御宿町公民館	299-5102	御宿町久保2200	0470-68-2947	0470-68-7130
	11	鋸南町立中央公民館	299-1908	安房郡鋸南町吉浜516	0470-55-4151	0470-55-1585
東部	1	神崎ふれあいプラザ図書室	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿96	0478-72-1601	0478-70-1150
	2	多古町公民館	289-2241	香取郡多古町多古588	0479-79-3406	0479-76-7813 (コミュニティプラザ)
	3	大網白里町図書室	299-3251	山武郡大網白里町大網100-2	0475-72-8383	0475-70-1761
	4	九十九里町立中央公民館図書室	283-0104	山武郡九十九里町片貝2915	0475-76-4116	0475-76-7423
	5	芝山町中央公民館	289-1624	山武郡芝山町小池982	0479-77-0066	0479-77-0066

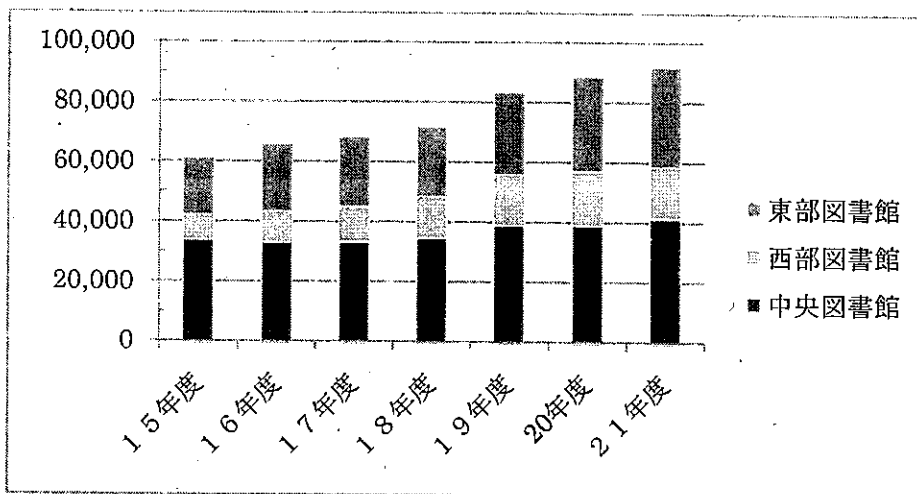
5 市町村立図書館等への支援

(1)

市町村立図書館等への図書貸出冊数

(冊)

館名 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
中央図書館	33,844	33,041	33,186	34,631	38,834	39,015	41,351
西部図書館	8,253	10,251	11,822	13,819	16,996	17,829	17,155
東部図書館	18,940	22,543	23,363	23,189	27,585	31,906	33,488
合計	61,037	65,835	68,371	71,639	83,415	88,750	92,094



市町村立図書館等からのレファレンス受付数

(件)

館名 年度	19年度	20年度	21年度
中央図書館	1,442	1,048	805
西部図書館	1,163	1,127	1,029
東部図書館	1,087	661	678
合計	3,692	2,836	2,512

運営相談(21年度実績)

(件)

館名	中央図書館	西部図書館	東部図書館	合計
回数	56	71	164	291

県立図書館の図書館等協力状況

中央図書館

(単位:冊、件、枚)

区分	資料貸出											協力のファ レンス件数	複写	
	一般	参考	児童	千葉県	外国語	大活字	マイクロ	新聞・雑誌	視聴覚	十冊文庫	小計		件数	(枚数)
県立西部	4,078	140	722	116	6	0	1	224	0	0	5,287	15	1	1
県立東部	896	29	656	54	5	4	31	46	12	0	1,733	10	0	0
小計	4,974	169	1,378	170	11	4	32	270	12	0	7,020	25	1	1
千葉	759	1	56	6	1	0	0	14	0	600	1,437	35	0	0
市原	360	8	64	0	0	0	0	7	0	280	719	16	4	13
習志野	951	0	216	2	0	2	0	3	0	240	1,414	79	2	2
八千代	424	2	240	22	0	0	0	17	2	410	1,117	12	0	0
佐倉	722	0	68	9	3	0	0	5	0	0	807	15	1	25
成田	254	0	19	0	0	1	0	31	0	90	395	8	9	82
四街道	125	1	78	0	0	0	0	0	0	120	324	2	0	0
八街	245	0	76	0	1	0	0	6	0	0	328	29	3	18
富里	211	3	76	3	0	6	0	8	0	10	317	12	4	25
酒々井	212	0	326	1	0	5	0	0	0	0	544	9	1	10
印旛	61	0	36	0	0	0	0	0	0	0	97	0	0	0
茂原	512	1	169	2	1	1	0	15	0	220	921	125	2	256
勝浦	190	2	154	2	0	0	0	0	0	230	578	15	2	24
館山	180	1	33	3	0	0	0	3	0	120	340	16	11	238
鴨川	167	2	104	1	0	0	0	0	0	0	274	4	0	0
木更津	307	0	88	2	0	0	0	8	0	220	625	23	2	14
君津	216	1	53	3	4	0	0	13	0	130	420	3	2	13
袖ヶ浦	372	1	64	1	1	0	0	6	0	0	445	6	0	0
南房総	95	0	39	0	0	0	0	0	0	0	134	1	0	0
大多喜	110	1	98	5	0	1	0	12	0	130	357	4	0	0
本設置市町村	624	2	466	3	0	28	0	3	0	60	1,186	14	1	22
小計	7,097	26	2,523	65	11	44	0	151	2	2,860	12,779	428	44	742
船橋	544	2	705	2	1	0	0	12	0	170	1,436	5	4	35
市川	543	1	145	0	0	0	0	15	0	20	724	7	3	10
浦安	269	0	543	2	0	0	0	94	0	70	978	9	3	9
鎌ヶ谷	232	5	161	2	0	0	0	4	0	0	404	12	0	0
白井	175	0	56	0	0	0	0	2	0	60	293	4	1	35
松戸	729	4	236	0	0	1	0	7	0	50	1,027	8	0	0
柏	447	4	27	1	0	0	0	8	0	30	517	0	1	9
野田	484	2	160	0	0	0	0	7	0	600	1,253	7	0	0
流山	350	1	148	2	4	1	0	5	0	850	1,361	11	0	0
我孫子	701	8	278	9	1	0	0	25	0	810	1,832	15	4	5
印西	194	0	156	0	0	0	0	1	0	220	571	6	0	0
小計	4,668	27	2,615	18	6	2	0	180	0	2,880	10,396	84	16	103
香取	295	2	445	4	0	5	0	2	0	0	753	17	0	0
銚子	94	5	47	0	0	0	0	1	0	0	147	2	0	0
旭	34	1	27	2	0	0	0	0	0	0	64	0	0	0
匝瑳	86	1	81	0	0	0	0	4	0	230	402	3	0	0
東金	210	5	263	3	16	1	0	0	0	60	558	2	3	36
山武	115	0	54	4	0	0	0	0	0	70	243	8	5	9
東庄	24	0	60	0	0	1	0	0	0	0	85	0	0	0
横芝光	154	0	55	0	0	6	0	1	0	0	216	1	0	0
本設置市町村	264	2	628	1	0	32	0	5	0	120	1,052	9	2	44
小計	1,276	16	1,660	14	16	45	0	13	0	480	3,520	42	10	89
市町村合計	13,041	69	6,798	97	33	91	0	344	2	6,220	26,695	554	70	934
県内研修機関	57	0	23	3	0	0	0	1	4	0	88	4	5	51
行政	358	74	441	81	0	0	1	90	0	0	1,045	121	23	150
大学	134	6	122	4	0	0	0	1	0	0	267	8	2	24
高等学校	1,824	9	2,859	48	222	3	0	124	0	0	5,089	59	12	72
県内合計	20,388	327	11,621	403	266	98	33	830	18	6,220	40,204	771	113	1,232
県外	629	7	51	8	0	0	0	0	452	0	1,147	34	26	323
総合計	21,017	334	11,672	411	266	98	33	830	470	6,220	41,351	805	137	1,511

※「視聴覚」に録音図書の出出しが含まれる。

区分	資料貸出											協力レファレンス件数	複写	
	一般	参考	児童	千葉県	外国語	大活字	マイクロ	新聞・雑誌	視聴覚	十冊文庫	小計		件数	(枚数)
県立中央	2317	55		36	68	4		639	1		3120	19	1	2
県立東部	807	17		14	8	5	1	61	23		936			
小計	3124	72		50	76	9	1	700	24		4056	19	1	2
千葉市	358	7	2	1	6			6	1		381	1	3	11
原	158	5		1	3			3			170	1	3	21
習志野	379	3	5	7	28			34			456	3	1	8
八千代	198	3	2	7	1			3			214	1		
佐倉	318	5	3	6	4			1			337			
成田	67	1		1	2			2			73		1	4
四街道	60		2					1			63			
八街	85		4	3							92			
富里	52		5	1	4			4			66	1	2	10
酒々井	93	2	4	3	3			2			107		1	6
印旛	21	1									22			
茂原	234	4	7	1	1	6		3			256	5	2	2
勝浦	75	2		1				1			79	1		
館山	57	1	3	7				3			71		2	8
鴨川	88		3	1							92		1	2
木更津	126		1	5				3			135			
君津	87	8	2	1	2			28			128		1	1
袖ヶ浦	345	2		3	1			17			368			
南房総	18										18			
大多喜	35	1	2	3					1		42			
未設置市町村	279	1	3	3	2	5			1		294		1	6
小計	3133	46	48	55	57	11		111	3		3464	13	18	79
船橋	479	1	14	9	4			16			523	13	1	1
市川	404	9		4	7			17			441	207	3	11
浦安	253	4	17	6	4			62	1		347	6	6	18
鎌ヶ谷	192		11	6		1		30			240	1		
白井	210		4	10				8			232	2	2	2
松戸	596	2	6	8		7		3			622	14		
柏	496	3	1	17	5			6			528	15	2	15
野田	397	7	1	2				6			413	12		
流山	321	6		6	2			2			337	1		
我孫子	576	10	3	17	2			12	3		623	8	11	17
印西	139	1		3				6			149			
小計	4063	43	57	88	24	8		168	4		4455	279	25	64
香取	184	5	2	12	3			2			208	2	1	2
銚子	31	1		1				1			34			
旭	10										10			
匝瑳	26	1		1							28			
東金	137	10	2	6	4			14			173			
山武	77	2	1	2				9			91		6	42
東庄	33										33			
横芝光	86	3						1			90			
未設置市町村	133		6					1			140	1		
小計	717	22	11	22	7			28			807	3	7	44
市町村合計	7913	111	116	165	88	19		307	7		8726	295	50	187
県内研修機関	16	5						1	1		23			
行政	188	13		5		12		23			241	5		
大学	60	3		11	1			1			76			
高等学校	3108	92	135	59	11	1		67	1		3474	709	5	10
県内合計	14409	296	251	290	176	41	1	1099	33		16596	1028	56	199
県外	324	1		26	2			4	202		559	1		
総合計	14733	297	251	316	178	41	1	1103	235		17155	1029	56	199

※「視聴覚」に録音図書の出しが含まれる。

区分	資料貸出											協力レファレンス件数	複写	
	一般	参考	児童	千葉県	外国語	大活字	マイクロ	新聞・雑誌	視聴覚	十冊文庫	小計		件数	(枚数)
県立中央	5,281	35	0	29	63	14	1	587	0	0	6,010	17	51	270
県立西部	6,035	54	0	34	189	16	0	309	5	0	6,642	0	0	0
小計	11,316	89	0	63	252	30	1	896	5	0	12,652	17	51	270
千葉	563	3	0	3	15	0	0	6	0	0	590	3	0	0
市原	335	0	0	1	1	0	0	4	0	0	341	0	0	0
習志野	908	4	1	6	2	0	0	13	0	0	934	1	2	15
八千代	475	0	0	3	21	1	0	7	0	0	507	2	0	0
佐倉	721	15	1	4	0	0	7	4	7	0	759	1	1	11
成田	161	1	0	1	0	0	0	26	0	0	189	0	0	0
四街道	165	2	0	0	0	0	0	0	0	0	167	0	0	0
八街	188	0	1	6	2	0	0	1	0	0	198	0	2	43
富里	116	2	0	3	1	0	0	3	0	0	125	2	0	0
酒々井	255	0	6	0	0	0	0	7	0	0	268	0	0	0
印旛	64	1	2	0	0	0	0	0	0	0	67	0	0	0
茂原	686	1	0	2	0	2	0	1	1	0	693	0	0	0
勝浦	188	0	0	6	0	0	0	0	13	0	207	0	0	0
館山	114	0	0	1	0	0	0	0	0	0	115	0	1	16
鴨川	207	1	0	1	0	0	0	0	0	0	209	0	0	0
木更津	303	0	1	2	2	0	0	1	0	0	309	0	1	4
君津	146	5	1	0	5	0	0	23	0	0	180	0	0	0
袖ヶ浦	189	16	0	5	0	3	0	2	0	0	215	0	0	0
南房総	51	0	0	1	0	0	0	2	0	0	54	0	0	0
大多喜	162	1	0	4	0	1	0	0	0	0	168	0	0	0
本設西市町村	914	1	5	8	6	20	0	0	0	0	954	1	0	0
小計	6,911	53	18	57	55	27	7	100	21	0	7,249	10	7	89
船橋	550	1	0	2	31	0	0	0	0	0	584	0	0	0
市川	542	3	0	4	3	0	0	3	0	0	555	0	3	39
浦安	219	5	1	3	4	5	0	8	0	0	245	1	0	0
鎌ヶ谷	258	1	3	2	1	0	0	5	0	0	270	1	0	0
白井	240	4	1	1	0	0	0	2	0	0	248	1	0	0
松戸	741	1	0	2	2	16	0	0	0	0	762	2	0	0
柏	315	7	0	2	3	0	0	3	0	0	330	0	0	0
野田	528	1	0	3	0	0	0	1	1	0	534	0	0	0
流山	476	2	0	3	2	4	0	1	0	0	488	1	0	0
我孫子	891	7	2	2	2	3	0	4	0	0	911	0	0	0
印西	222	0	0	1	1	1	0	0	0	0	225	1	0	0
小計	4,982	32	7	25	49	29	0	27	1	0	5,152	7	3	39
香取	601	30	1	6	2	0	0	58	0	0	698	43	2	5
銚子	183	2	0	2	0	0	0	0	0	0	187	1	0	0
旭	66	0	0	1	2	0	0	0	0	0	69	0	0	0
匝瑳	100	4	0	5	0	0	0	0	0	0	109	0	0	0
東金	392	10	0	9	0	6	0	4	0	0	421	24	2	20
山武	358	2	0	8	3	5	0	6	0	0	382	62	3	30
東庄	79	0	0	0	0	2	0	0	0	0	81	0	0	0
横芝光	312	4	0	2	2	6	0	2	0	0	328	123	0	0
本設西市町村	669	3	1	12	1	632	0	2	0	0	1,320	12	0	0
小計	2,760	55	2	45	10	651	0	72	0	0	3,595	265	7	55
市町村合計	14,653	140	27	127	114	707	7	199	22	0	15,996	282	17	183
県内部緑機関	30	0	0	1	0	0	0	0	0	0	31	0	1	9
行政	212	8	0	9	0	0	0	7	0	0	236	2	1	1
大学	120	2	0	10	0	0	0	5	0	0	137	3	0	0
高等学校	3,986	36	4	32	10	9	0	63	0	0	4,140	372	1	10
県内合計	30,317	275	31	242	376	746	8	1,170	27	0	33,192	676	71	473
県外	295	1	0	40	1	0	21	0	38	0	396	2	0	0
総合計	30,612	276	31	282	377	746	29	1,170	65	0	33,588	678	71	473

※「視聴覚」に録音図書の貸出しが含まれる。

ウ 県立図書館の図書館未設置市町村に対する援助<イの内訳>

区分	資料貸出										小計
	一般	参考	児童	千葉県	外国語	大活字	マイクロ	新聞・雑誌	視聴覚	十冊文庫	
栄	252	2	89	1	0	2	0	1	0	0	347
本 埜	146	0	57	2	0	0	0	1	0	0	206
一 宮	333	0	42	0	5	4	0	0	0	0	384
白 子	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
長 柄	38	0	45	0	0	2	0	0	0	0	85
長 南	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7
睦 沢	25	1	43	0	0	0	0	0	0	0	69
長 生	192	0	37	1	2	2	0	0	0	0	234
いすみ市	405	0	109	8	1	13	0	0	1	0	537
御 宿	335	0	33	0	0	30	0	0	0	60	458
鋸 南	6	0	2	1	0	0	0	0	0	0	9
富 津	79	0	16	1	0	0	0	1	0	0	97
小 計	1,817	4	474	14	8	53	0	3	1	60	2,434
神 崎	152	1	62	1	0	535	0	1	0	0	752
多 古	204	0	251	5	1	3	0	0	0	0	464
大網白里	654	4	102	2	0	115	0	3	0	0	880
九十九里	50	0	220	5	0	11	0	4	0	120	410
芝 山	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
小 計	1,066	5	635	13	1	664	0	8	0	120	2,512
合 計	2,883	9	1,109	27	9	717	0	11	1	180	4,946

区分	資料貸出館別内訳			協力レファレンス件数	複写	
	中央	西部	東部		件数	(枚数)
栄	218	28	101	2	0	0
本 埜	90	35	81	1	0	0
一 宮	117	27	240	0	0	0
白 子	1	0	0	0	0	0
長 柄	55	12	18	0	0	0
長 南	2	1	4	0	0	0
睦 沢	69	0	0	0	0	0
長 生	76	26	132	0	0	0
いすみ市	286	58	193	8	2	28
御 宿	224	86	148	0	0	0
鋸 南	4	0	5	0	0	0
富 津	44	21	32	4	0	0
小 計	1,186	294	954	15	2	28
神 崎	110	24	618	2	0	0
多 古	289	34	141	8	0	0
大網白里	276	76	528	9	0	0
九十九里	376	5	29	3	0	0
芝 山	1	1	4	0	0	0
小 計	1,052	140	1,320	22	0	0
合 計	2,238	434	2,274	37	2	28

(2) 研 修

市町村職員の資質向上のためにの初任者・中堅者などの対象別、児童、レファレンス、郷土などのサービス別の研修会を実施している。

年度	19年度	20年度	21年度	22年度(予定)
参加人数	578	612	707	1,260
(回数)	(16)	(17)	(33)	(37)

(注) 生涯学習課主催「館長向け研修会」も含む

平成21年度 図書館実施研修会内容

【中央図書館】

事業名 ・ 参加者数	実施状況
公共図書館新任職員研修会 1回 参加者78人	5月13日(水)「公共図書館の役割、利用サービス、レファレンスサービス及び相互協力業務等」講師 当館司書 大石豊、高橋正名、平塚明子、中野晶子
公共図書館中堅職員研修会 1回 参加者19人	9月25日(金)「図書館サイトでソーシャル系サービスを使い倒す！」講師 岡本真氏
児童サービス基礎研修会 全4回 延べ参加者132人	第1回 6月4日(木)「児童奉仕概論」講師 船橋市中央図書館館主査 夏原清美氏 参加者29人 第2回 7月9日(木)「絵本・物語の選書について」講師 柏市立図書館副主幹 利光朝子氏 「おはなし会の運営について①」講師 当館館内奉仕課長 伊藤博 参加者31人 第3回 9月3日(木)「ノンフィクションの選書」講師 千葉市美浜図書館主査 山田吟子氏 「おはなし会の運営について②」講師 当館司書 平塚明子 参加者30人 第4回 12月10日(木)「レファレンスについて」講師 当館司書 高梨涼子 「すべての子どもに本の楽しみを」講師 県立君津特別支援学校教諭 佐藤泰代氏 「障害児に配慮された本について」講師 当館副主査 松井 進 参加者42人
地域行政資料研修会 1回 参加者32人	7月2日(木)「『千葉県の歴史』について」講師 千葉県文書館県史・古文書課副主幹 松浦眞二氏 「地域行政資料の探し方入門」当館司書 山田浩子 「ビギナーのための郷土資料入門」当館主査 亀井みゆき

レファレンス研修会 レファレンスサービス基礎研修 2回 延べ参加者69人	6月5日(金)「レファレンスサービス実践の基礎」 講師 当館司書 大石豊 「レファレンスインタビュー 利用者への対応」 講師 当館司書 赤沼知里 「クイックレファレンス演習・基本参考図書解題」 講師 当館司書 大石豊、赤沼知里 参加者31人 6月16日(火)17日(水)「インターネットを活用した調べ方」講師 当館司書 安永はるみ、奈良伸一郎 参加者38人
レファレンス研修会 インターネット情報検索研修 1回 参加者16人	10月22日(木)「インターネットによる情報検索事例の検討」講師 青山学院大学教授 小田光宏氏
レファレンス研修会 レファレンスサービス専門研修 1回 参加者36人	3月12日(金)「インターネットで使えるレファレンスツール(「リサーチ・ナビ」を中心に)」 講師 国立国会図書館主題情報部参考企画課 兼松芳之氏、北村弥生氏 「千葉市のパスファインダー作成の実際について」 講師 千葉市中央図書館調査班主査 長塚裕美子氏 「千葉県立中央図書館のパスファインダー作成の実際について」 講師 当館司書 赤沼知里
千葉県読書グループ研修会(協力) 1回 参加者55人	11月4日(水)講演「本の楽しさ読書の楽しさ」 野口芳宏氏
図書館音訳者養成講座 全2回 延べ参加者35人	7月16日(木)、17日(金)「音訳に役立つレファレンスツールについて」講師 朝日カルチャーセンター 講師 松本久美子氏
障害者用読書支援機器活用講座 延べ参加者49人	9月9日(水) 9月16日(水) 11月27日(金)
盲ろう者対応読書支援機器活用講座 参加者 9人	12月9日(水)

【西部図書館】

事業名 ・ 参加者数	実施状況
図書館ネットワーク研修会 1回 参加者40人	10月9日(金)「公共図書館はインターネットをどう活用できるのか?」講師 ゆうき図書館副館長 笹沼崇氏 「我孫子市民図書館の郷土情報発信」発表者 我孫子市民図書館主任司書 穂村喜代子氏
資料補修研修会 1回 参加者26人	12月10日(木)「図書館資料の補修方法について」 講師 キハラ(株)高尾齋氏
障害者サービス研修会 1回 参加者31人	6月24日(水)「聴覚障害者への図書館サービス」 講師 (社)日本図書館協会障害者サービス委員会委員 渡辺修氏、「聴覚障害者の求める読書環境」 発表者 市川市中央図書館資料・情報サービス担当 小川夏恵氏

図書館音訳者養成講座（中級） 全4回 延べ参加者51人	11月4日（水）「千葉県立図書館における障害者サービスの状況」報告者 千葉県立中央・西部・東部図書館担当職員、「音訳者のための発声について」講師 フリーアナウンサー 高山久美子氏 11月11日（水）、18日（水）「同上」講師 フリーアナウンサー 高山久美子氏 11月25日（水）「効率的なDAISY製作」講師 NPO法人「点訳音訳集団一步の会」理事長 岩野英夫氏、ほか
--------------------------------	--

【東部図書館】

事業名 ・ 参加者数	実施状況
図書館運営研修会 1回 参加者18人	6月18日（木）「情報の発信拠点としての図書館」事例報告 ○図書館まなびトークについて 講師 県立西部図書館司書 金井紀子氏 ○マンガ戦争体験記の編集をとおして 講師 生涯学習一級インストラクター 堤輝彦氏 参加者 18人
公民館図書室等・学校図書館職員のための資料検索研修会 1回 参加者5人	7月24日（金）県立図書館ホームページの検索等を体験することにより、利用者の求めに的確に応え、相互協力の一層の活用を促すための講義及び実習 講師 当館司書 藪 竜太
図書館音訳者養成講座 全5回 延べ参加者37人	9月2日（水）、9日（水）、16日（水）、30日（水）、10月7日（水） 第1回「デジタル録音機による直接録音①」 第2回「 ” ” ②」 第3回「パソコンによる編集と仕上げ」 第4回「カセットテープからの音源の取り込み」 第5回「パソコンによる編集と仕上げ」 講師 視覚障害者総合支援センターちば職員 石渡きよみ氏

平成 22 年度 研修会実施計画

【中央図書館】

* 開催年月日等は予定です。

事業名	年月日	会場	参加予定数
公共図書館新任職員研修会	平成22年5月19日(水)	県文書館	70名
公共図書館中堅職員研修会	平成22年9月29日(水)	中央図書館講堂	30名
児童サービス基礎研修会			
第1回	平成22年6月3日(木)	中央図書館講堂	40名
第2回	平成22年7月15日(木)	中央図書館講堂	40名
第3回	平成22年9月17日(金)	中央図書館講堂	40名
第4回	平成22年11月11日(木)	県文書館	40名
地域行政資料研修会	平成22年7月1日(木)	中央図書館講堂	40名
レファレンス研修会(基礎研修)			
第1回	平成22年5月26日(水)	中央図書館講堂	40名
第2回	平成22年6月10日(木)	中央図書館講堂	20名
第3回	平成22年6月11日(金)	中央図書館講堂	20名
レファレンス研修会(インターネット情報検索研修)	平成22年10月21日(木)	中央図書館講堂	20名
レファレンス研修会(レファレンスサービス専門研修)	平成22年11月12日(金)	中央図書館講堂	40名
千葉県読書グループ研修会	平成22年6月3日(木)	県文書館	100名
図書館音訳者養成講座	平成22年11月18日(木)・25日(木)	中央図書館講堂	45名
障害者のための読書支援機器活用講座	平成22年9月7日(火)・15日(水)・24日(金)	中央図書館講堂	20名
盲ろう者のための読書支援機器活用講座	平成22年11月10日(水)	中央図書館講堂	10名
障害者サービス講座(新規事業)	平成22年12月21日(火)	中央図書館講堂	10名

【西部図書館】

* 開催年月日等は予定です。

事業名	年月日	会場	参加予定数
障害者サービス研修会	平成22年6月16日(水)	西部図書館研修室	30名
図書館ネットワーク研修会	平成22年10月7日(木)	西部図書館研修室	30名
資料補修研修会	平成22年12月9日(木)	西部図書館研修室	30名
図書館音訳者養成講座(中級)		西部図書館研修室	30名
DAISY編集講座	平成22年6月9日(水)、7月2日(金)・21日(水)	西部図書館研修室	15名
音訳者養成講座	平成22年11月17日(水)・24日(水)、12月1日(水)	西部図書館研修室	40名

【東部図書館】

*開催年月日等は予定です。

事業名	年月日	会場	参加予定数
図書館運営研修会	平成22年6月25日(金)	東部図書館研修室	50名
資料検索研修会	平成22年7月23日(金)	東部図書館会議室	15名
図書館音訳者養成講座	平成22年9月1日(水)・ 8日(水)・15日(水)・ 29日(水)、10月7日(木)	東部図書館研修室	30名

(3) 協力車の巡回

県内全市町村、県立学校及び大学図書館等へ週1回、相互貸借のための資料搬送用の車を巡回している。

《中央図書館協力車巡回コース》

コース名	Aコース	Bコース	Cコース	来館
曜日	水曜日	木曜日	金曜日	火曜日 金曜日
巡回施設	館山市図書館 南房総市千倉図書館 鴨川市立図書館 勝浦市立図書館 御宿町公民館 いすみ市夷隅公民館 大多喜町立図書館天賞文庫 睦沢町中央公民館 一宮町まちの図書室	鋸南町立中央公民館 富津市移動図書館 君津市立中央図書館 木更津市立図書館 袖ヶ浦市立中央図書館 市原市立中央図書館 長柄町中央公民館 長南町中央公民館 長生村文化会館 白子町青少年センター 茂原市立図書館	ふれあいプラザさかえ 成田市立図書館 富里市立図書館 八街市立図書館 酒々井町立図書館 佐倉市立佐倉南図書館 四街道市立図書館 千葉県教育振興財団 八千代市立大和田図書館 習志野市立大久保図書館 千葉県立保健医療大学 千葉大学附属図書館本館	千葉市

《西部図書館協力車巡回コース》

コース名	Aコース	Bコース	Cコース	来館
曜日	水曜日	金曜日	木曜日	木曜日
巡回施設	千葉大学附属図書館松戸分館 松戸市立図書館 流山市立中央図書館 県立流山おおたかの森高校 野田市立興風図書館 さわやかちば県民プラザ 千葉県立柏の葉高等学校 柏市立図書館 我孫子市民図書館 千葉県立沼南高等学校 千葉県立沼南高柳高等学校 千葉県立松戸六実高等学校 千葉県立柏陵高等学校 千葉県立松戸国際高等学校	印西市立大森図書館 白井市立図書館 千葉県立白井高等学校 鎌ヶ谷市立図書館 千葉県立鎌ヶ谷高等学校 船橋市北図書館 市川市中央図書館 浦安市立中央図書館 千葉県立浦安南高等学校 千葉県立市川南高等学校	千葉県立松戸高等学校 千葉県立松戸馬橋高等学校 千葉県立小金高等学校 流通経済大学付属柏高等学校 柏市立柏高等学校 千葉県立柏高等学校 千葉県立柏中央高等学校 芝浦工業大学柏高等学校 千葉県立柏南高等学校 千葉県立船橋北高等学校 千葉県立船橋豊富高等学校 千葉県立船橋古和釜高等学校 千葉県立渠園台高等学校 船橋学園東葉高等学校 千葉県立船橋東高等学校 船橋市立船橋高等学校 千葉県立船橋旭高等学校 千葉県立船橋西高等学校 千葉県立船橋法典高等学校 千葉県立市川東高等学校 千葉県立市川工業高等学校 千葉商科大学附属高等学校 千葉県立松戸矢切高等学校 千葉県立松戸秋山高等学校 松戸市立松戸高等学校	松戸市

《東部図書館協力車巡回コース》

コース名	Aコース	Bコース	Cコース	
曜日	水曜日	金曜日	木曜日	
巡回施設	千葉県立佐原高等学校 香取市立佐原中央図書館 千葉県立佐原白楊高等学校 神崎ふれあいプラザ 千葉県立多古高等学校 多古町公民館 芝山町中央公民館 横芝光町立図書館 匝瑳市立八日市場図書館	千葉県立銚子商業高等学校 千葉科学大学 銚子市公正図書館 銚子市立銚子高等学校 東庄町図書館 千葉県立小見川高等学校 千葉県立東総工業高等学校 旭市図書館	九十九里町中央公民館 大網白里町図書室 千葉県立東金高等学校 東金市立東金図書館 城西国際大学 千葉県立成東高等学校 山武市成東図書館 千葉県立松尾高等学校	

(4)横断検索システムの提供

県立図書館ホームページ内で、インターネット上に公開している県内図書館等の所蔵情報を、一度に検索できるシステムを構築している。

○参加市町村数 : 36市町

○対象データ数 : 約1千8百万件

*県立図書館蔵書数も含む

(平成21年度末現在)

《参加自治体一覧》

参加年度	参加自治体
平成13年度	市川市、浦安市、香取市、佐倉市、千葉市、南房総市、四街道市
平成14年度	山武市、成田市、船橋市、八千代市、横芝光町
平成15年度	旭市、我孫子市、市原市、袖ヶ浦市、八街市
平成16年度	匝瑳市、富里市、松戸市
平成17年度	君津市、白井市、東金市
平成18年度	印西市、木更津市、銚子市
平成19年度	流山市、習志野市、野田市、茂原市
平成20年度	大網白里町、柏市、館山市
平成21年度	鎌ヶ谷市、鴨川市、酒々井町、印旛村(現印西市)

6 都道府県立図書館数

都道府県名	都道県立図書館数
北海道	1
青森県	1
岩手県	1
宮城県	1
秋田	2(うち分館1)
山形	1
福島	1
茨城	1
栃木	2
群馬	1
埼玉県	3
千葉県	3
東京都	2
神奈川	2
新潟	1
富山	1
石川	1
福井	2(うち分館1)
山梨	1
長野県	1
岐阜県	1
静岡県	1
愛知県	1
三重	1
滋賀	1
京都府	2
大阪府	2
兵庫	1

都道府県名	都道県立図書館数
奈良県	1
和歌山	2
鳥取	1
島根	1
岡山	1
広島	1
山口県	1
徳島	1
香川	1
愛媛	1
高知	1
福岡	1
佐賀	1
長崎県	1
熊本	1
大分	1
宮崎	1
鹿児島	2(うち分館1)
沖縄	2(うち分館1)
	計61(うち分館4)

*2010.4.1現在

7 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

2008年5月23日 衆議院文部科学委員会
(審議院と同様)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に応じていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること。

また、その際、各地方公共団体での取組における地域間格差を解消し、円滑な運営を行うことができるよう様々な支援に努めること。

二 生涯学習・社会教育に係る個人の学習成果が、学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動として生かされるよう、各個人の学習活動と地域社会の教育活動との循環につながるような具体的な取組について支援に努めること。

また、その際、自発的意思で行われる学習に対して行政の介入とならないよう留意すること。

三 公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国がガイドラインを示す等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。

四 生涯学習の振興、社会教育の推進に当たっては、各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供を行うとともに、様々な生涯学習・社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための改善等を図ること。

五 地域における教育力の向上のため、学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互活用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進すること。

なお、その際、学校、家庭、地域の連携を推進する上で重要な役割を果たすPTAについて、その活動や運営などの実態把握に努め、「学校支援地域本部事業」における連携が円滑に進むよう十分配慮すること。

六 社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後とも、それぞれの分野における専門的能力・知識等の習得について十分配慮すること。

また、各資格取得者の能力が生涯学習・社会教育の分野において、最大限有効に活用されるよう、資格取得のための教育システムの改善、有資格者の雇用確保など、有資格者の活用方策について検討を進めること。

七 社会教育の推進に当たっては、社会教育委員の制度等を積極的に活用・活性化するとともに、社会教育委員がその重要な職責と役割を十分に認識するような環境整備を図ること。

8 指定管理者制度の運用について

総行経第38号

平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長 } 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

9 県立中央図書館の耐震調査(平成18年実施)の結果について

- 1 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性(Is値)は、次の各棟が標準値(0.6)未満であり、「耐震性に問題あり」との診断結果であった。

西1棟1階部分 (Is値 X方向 0.441・Y方向 0.391)

西2棟1階部分 (Is値 X方向 0.382・Y方向 0.389)

中央棟1階部分 (Is値 X方向 0.258・Y方向 0.364)

中央棟2階部分 (Is値 X方向 0.590・Y方向 0.340)

東1棟2階部分 (Is値 X方向 0.445・Y方向 0.336)

東2棟2階部分 (Is値 X方向 0.464・Y方向 0.547)

※Is値(構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性、安全値は0.6以上)

0.3~0.6 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

0.3未満 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

- 2 県では平成27年度までに、基準値以下の建物の耐震化を図ることとしている。

- 3 地震(震度5強)により、0.3未満の中央棟部分1階でも、天井が落ちたり、柱が折れる危険性はかなり低い。



- 4 地震により、天井と柱をつなぐ部分から破片が落ちる恐れがあるため、利用者が立ち入らないように、囲いをするなど安全性に配慮している。



- 5 平成19年12月末に、中央棟1階部分の柱(4か所)を囲う工事を行なった。

10 生涯学習審議会

○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2・6・29）

- 第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○千葉県生涯学習審議会条例（平成3・7・22）

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第十一条第1項の規定により、県に千葉県生涯学習審議会（以下「審議会」）を置く。

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、知事の意見を聴いて、千葉県教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○千葉県生涯学習審議会運営規則（平成3・7・22）

第一条 この規則は、千葉県生涯学習審議会条例（平成3年千葉県条例第32号）第6条の規定により、千葉県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

○千葉県教育委員会行政組織規則 （付属機関）

第四十二条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。

- 一 千葉県産業教育審議会
- 二 千葉県教科用図書選定審議会
- 三 千葉県公立学校職員健康審査会
- 四 千葉県生涯学習審議会
- 五 千葉県社会教育委員
- 六 千葉県文化財保護審議会
- 七 千葉県スポーツ振興審議会
- 八 千葉県図書館協議会
- 九 千葉県博物館協議会

11 「今後の千葉県における図書館の方向性について(意見)」の概要

千葉県生涯学習審議会（平成21年6月）

千葉県生涯学習審議会は、今後の千葉県における図書館の方向性について、県内の状況などを踏まえながら、2つの視点から検討をし、平成21年6月に教育委員会に提出した。

視点1 今後の県内図書館サービスの全体的な展開を図るための方向性について

- 1 図書館として、子どもの読書環境の充実を図る。
- 2 身近な図書館のサービスを充実させていく。

視点2 これからの県立図書館の役割とその在り方について

- 1 市町村立図書館等支援
- 2 学校図書館支援の強化
- 3 人材育成と支援(市町立図書館、学校図書館、ボランティア)
- 4 独自情報の発信と連携
 - (1) 千葉県資料などの独自情報を積極的に作成・発信する。
 - (2) 市町村立図書館との連携による資料保存を行う。
 - (3) 行政機関・大学・他施設等との連携を図る。
- 5 積極的な広報と図書館運営評価の実施
 - (1) 県立及び県内図書館サービスを積極的に広報する。
 - (2) 図書館運営の評価を行う。
- 6 県立図書館の機能強化
 - (1) 市町村立図書館との機能分担を図る。
 - (2) 県立図書館間での機能分担を行う。
 - (3) 司書の専門性とサービスの維持・向上を図る。

平成22年11月9日
(生涯審提出資料)

1 2 「(仮称)千葉県立図書館の今後の在り方」素案

第1章 千葉県立図書館基本構想の見直し

第1節 基本構想見直しの経緯

第2節 地域分担から全体の機能強化へ

第2章 千葉県の図書館をめぐる状況

第1節 図書館をとりまく社会状況の変化

第2節 現状と課題

1 県内図書館

- (1) 県民の読書環境に関する自治体格差
- (2) 書庫狭隘化による膨大な資料廃棄
- (3) 散逸する千葉県関係資料・情報の整備とネットワーク化
- (4) 専門職員の研修と育成

2 県立図書館

- (1) 資料収集分担の明確化
- (2) 市町村立図書館、学校図書館への支援強化
- (3) インターネット活用による非来館型サービスの充実
- (4) 図書館利用に障害のある県民に対する支援
- (5) 県内大学図書館、博物館等他機関との連携強化
- (6) 県立図書館司書の確保と育成
- (7) 利用促進のための広報活動の充実
- (8) 中央図書館の耐震化・老朽化、書庫狭隘化

第3章 これからの千葉県立図書館

第1節 基本理念

第2節 県立図書館の役割と具体的施策

第3節 今後の施設整備の方向性

第1章 千葉県立図書館基本構想の見直し

第1節 基本構想見直しの経緯

「いつでも、どこでも、だれでも」利用できるという公立図書館の基本理念を実現するために、県立図書館は、県民に身近な市町村立図書館が行うサービスを様々な形で支援し、県内全体の図書館サービスの向上を図っています。

現在の県立図書館の在り方を示した基本構想は平成6年に策定されており、この間、県立図書館の果すべき役割は、市町村立図書館の整備状況や社会の変化に対応して変わってきました。

基本構想見直しまでの経緯は次のとおりです。

1 4館構想の始まり

昭和52年、県立中央図書館協議会から、県全域に図書館サービスの浸透を図るため、県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置するとともに、相互協力（資料の図書館間貸出）に不可欠な図書館協力車の巡回を開始することが答申^{*1}として出されました。当時、本県では、市町村立図書館の整備が進んでおらず、県立図書館を各地域に設置することにより、交通機関を利用して約1時間程度で県立図書館が利用できるようになるとの提言でした。

2館目の県立図書館である西部図書館は、昭和62年松戸市に設置されました。

*1『県立中央図書館運営の基本方針について 答申』（千葉県立中央図書館協議会 昭和52年6月24日）

2 基本構想の策定

平成2年、県社会教育委員会議の答申^{*2}で新県立中央図書館（仮称）と県立地域図書館の整備等が提言されました。平成6年、この答申を受けて、基本構想^{*3}が策定され、図書館ネットワークを推進し、地域の実情に応じた市町村立図書館等への支援やサービスを行うため、新中央図書館の整備計画や東部地域への県立図書館の設置が構想されました。

また、県立図書館が地域図書館ネットワークを整備し、市町村立図書館等の支援を図るとともに、資料・情報センターをはじめとする県立図書館の様々な機能の充実、電算システムの構築といった高度情報化社会への対応が課題とされました。

この基本構想に基づき、平成10年旭市に東部図書館が開館しました。

*2『生涯学習社会における県立図書館の整備について 答申』（千葉県社会教育委員会議 平成2年9月19日）

*3『千葉県立図書館基本構想』（千葉県教育委員会 平成6年3月）

3 基本構想の見直し

市町村立図書館の整備が進むとともに、図書館数、蔵書数等が大幅に増加し

ました。一方、県立図書館では、平成13年4月から、図書館協力車の巡回頻度を全市町村週1回とし、県民は県立図書館に直接来館しなくても、身近な市町村立図書館等を通じて必要な資料を取り寄せて利用できるようになり、図書館ネットワークは確立しました。電算システムについては、同年、ホームページを公開し、自宅や勤務先からインターネットを通じての蔵書検索が可能になり、平成19年2月からは、調査相談の質問が電子メールでもできるようになりました。

また、平成19年の県図書館協議会の答申^{*4}では、非来館型サービスの充実や市町村立図書館への援助強化、運営体制の見直しが提言されました。平成21年には、県生涯学習審議会から「今後の千葉県における図書館の方向性について(意見)」として、県立図書館の役割や機能の強化・分担等の意見をいただきました^{*5}。

県では、これらの答申や意見を踏まえ、県立図書館が果たすべき役割や機能を明確にし、これからの時代にふさわしい県立図書館の在り方を再構築するため、基本構想を見直すことにしました。

*4『これからの時代に求められる千葉県立図書館運営の在り方について』(平成19年1月)

*5『今後の千葉県における図書館の方向性について(意見)』(平成21年6月)

第2節 地域分担から全体の機能強化へ

市町村立図書館の整備、蔵書の充実と、県立図書館のサービス、蔵書の充実とが車の両輪となり、県立図書館が市町村立図書館支援に重点を置くことにより、県民がどこに住んでいても必要な資料が提供されるようになりました。相互協力冊数は全国でも高いレベルとなっています。しかし、県内の市町村立図書館の状況を見ると、蔵書数、サービス水準も高く、全国的に見ても先進的な図書館サービスを行う図書館がある一方、県内市町村の3割にあたる自治体には図書館が設置されておらず、それぞれの求めに応じた適切な支援が必要です。

また、県内の道路網や交通機関の整備が進み、インターネットをはじめとする情報コミュニケーション技術が飛躍的に進展した現在では、県立図書館が資料提供のための資料集積基地を持ち、県民が必要とする資料を迅速に提供できれば、県民は県立図書館がどこにあるのかを意識しなくても県立図書館サービスを利用することができます。

このため、昭和52年当時のように県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置するという地域分担の考え方よりも、これからの社会や時代の状況に対応した県立図書館全体としての機能を一層強化することが重要な課題となっています。

第2章 千葉県の図書館をめぐる状況

第1節 図書館をとりまく社会状況の変化

近年、図書館をとりまく状況は、大きく変化しています。地方分権の推進に伴い、県と市町村との役割分担を明確にすることが求められており、資料の貸出など住民への直接的なサービスは、住民の身近にある基礎的自治体である市町村が担い、広域的自治体である県は広域的なサービス、市町村職員対象の研修事業や連絡調整事務、市町村で行うことが困難又は不適當なもの等を担うべきと考えられます。

また、インターネット等情報通信技術の急速な普及・進展は、地域間の情報格差を少なくし、図書館利用者の利便性を向上させました。今後は、図書館に来館しなくても様々な情報を有効に活用できるようにするとともに、資料のデジタル化や電子書籍など、図書館界や出版界における新たな状況にどう対応していくかが課題となっています。

複雑で変化の激しい現代社会の中で、私たちは様々な課題に直面しています。その中でよりよく生きていくためには、豊富な資料や情報を入手して自らの判断に資することが重要です。そのために、図書館には、迅速、的確な資料・情報の提供、調査相談が求められています。

高齢社会は、人々の生涯学習や余暇を支える重要な社会教育施設としての図書館の存在意義を大きくしているとともに、未来を担う子どもたちに対しては、読書が人間形成に重要な役割を果たしていることを踏まえて、読書環境の整備と読書活動の推進に努めていく必要があります。

第2節 現状と課題

1 県内図書館

(1) 県民の読書環境に関する自治体格差

都市部を中心に、新たな地域図書館が設置されるなど、県民の読書環境が向上する一方で、県の東部地域や南部地域における市町村立図書館の設置率は全国的に見ても低く、県内市町村の3割は、図書館が未設置*1であり、県民の読書環境は地域による格差がまだまだ大きい状況です。

*1「日本の図書館2009」（日本図書館協会刊行）の調査では、町村の図書館設置率は千葉県が全国最下位（平均53.1%）でした。

また、図書館設置自治体での1人当たりの個人貸出冊数は最大23冊、最小1冊未満という結果でした。（「千葉県の図書館2010」千葉県公共図書館協会刊行）

(2) 書庫狭隘化による膨大な資料廃棄

市町村立図書館では、限られた収蔵スペースで新鮮な蔵書を維持するため、所蔵する資料を適宜除籍しています。千葉県公共図書館協会の調査に

よると除籍されている図書は年間約45万冊*²になります。必要な図書が県内の図書館に無い場合は、国立国会図書館や他都道府県の図書館から取り寄せることとなりますが、経費も時間もかかります。県民がいつでも必要な資料を簡単に利用できるように、県立図書館で所蔵していない資料は、県内で最低1冊は保存する体制づくりが必要です。

*2「千葉県の図書館 2010」（千葉県公共図書館協会調べ）

(3) 散逸する千葉県関係資料・情報の整備とネットワーク化

千葉県に関する様々な資料は、千葉県の文化的財産です。しかし、官公庁刊行物や自費出版物など出版情報の得難い資料も多く、散逸することが懸念されます。

市町村立図書館では自治体内の資料を収集し、文書館や博物館等も資料を所蔵していますが、これらの所蔵情報を一括で検索できる手段がありません。将来にわたり、千葉県に関する資料を伝えていくためには、国内外すべての千葉県に関する資料や情報を収集、整備し、情報提供する調整役が必要です。県民がいつでも千葉県資料の画像データを検索・閲覧できるよう、デジタル化やインターネットでの公開を推進する情報整備の拠点として、県立図書館は最適です。

(4) 専門職員の研修と育成

県民が、県内のどこに住んでいても最適な図書館サービスが受けられるためには、身近な市町村立図書館が充実していることが重要です。そのため、県立図書館では、県内市町村立図書館等職員の資質向上を図るための研修を実施していますが、多様化する社会の中で、利用者のニーズに的確に対応するためには、更に充実した研修を体系的に実施することが不可欠です。

2 県立図書館

このような県内図書館の状況を踏まえると、これからの県立図書館には次のような課題があります。

(1) 資料収集分担の明確化

現在、県立図書館では、県民の多様な資料要求にこたえられるよう、市町村立図書館や類縁機関等との収集分担に努めています。また、県立図書館3館の中でも「ゆるやかな収集分担」を行い、西部図書館では自然科学・医学・工学系を、東部図書館では歴史や文学系を、中央図書館では社会科学系等他の2館で収集していない分野の専門書を主として収集しています。また、中

中央図書館が子ども読書活動支援の中核的な拠点であることから、児童資料を中央図書館で集中的に収集したり、千葉県関係資料の全県的で網羅的な収集は中央図書館が担うなど、特色のある蔵書構築を行っています。

今後、県立図書館の専門的な調査相談機能を向上させるためには、これらの資料収集分担を明確化することが必要です。

(2)市町村立図書館、学校図書館への支援強化

電算システムやインターネットの発展による情報ネットワークの整備と全市町村への図書館協力車の毎週巡回により、図書館のネットワーク化が進み、一部の県立高校にも図書館協力車が巡回するようになりました。今後とも、図書館ネットワークを維持し、さらに充実していく必要があります。

また、子どもの読書活動を推進するためには、県立学校への調査相談、情報提供、物流支援、人材支援（ボランティア支援を含む）を進めるとともに、市町村立図書館と学校図書館との連携協力を基本とし、必要に応じて、市町村立図書館等を介した間接的な小・中学校等への支援を行うことが課題です。

(3)インターネット活用による非来館型サービスの充実

インターネットを積極的に活用することにより、図書館に直接来館できない人々へのサービスの充実を図る必要があります。現在も、県立図書館のホームページでは、24時間調査相談のメール受付や貴重な千葉県資料の画像データの公開、千葉県関係の雑誌や新聞の記事索引、テーマ別文献案内などの掲載を行っていますが、これらのサービスの利用を拡大し、更に充実していくことが課題となっています。

(4)図書館利用に障害のある県民に対する支援

高齢者、図書館の資料や施設の利用に障害のある方、日本語を母語としない外国人居住者等に配慮し、個々の状況に応じたサービスの提供を進めていく必要があります。また、障害のある方等が身近な市町村立図書館を利用しやすくなるように市町村立図書館職員等を対象とした講座や研修などの事業を企画・実施できる体制づくりも必要です。

(5)県内大学図書館、博物館等他機関との連携強化

県民の資料や情報に対する要求は、ますます多様化・高度化してきています。これらに応えるために、学術的な専門資料・研究情報を有する県内

大学図書館や専門図書館、県立博物館や文書館等類縁機関とのネットワーク化や積極的な情報交換ができる環境整備が必要です。

(6) 県立図書館司書の確保と育成

以上の課題を解決するためには、専門的な知識と経験を持つ司書が不可欠です。特に県立図書館の司書は、市町村立図書館では解決できない調査相談、市町村立図書館からの運営相談などに対応するとともに、広域的な観点からの図書館活動を、県行政機関や市町村立図書館等とともに連携しながら、企画・推進していきます。

今後、県内の図書館活動を充実していくためには、県内市町村立図書館、学校図書館、大学、博物館等類縁機関、県関係機関と連携・協力を図りながら、県民の調査相談、生涯学習支援を推進していくための企画と事業実施、市町村立図書館職員等の研修ができる県立図書館司書の確保と育成、資質向上が喫緊の課題です。

(7) 利用促進のための広報活動の充実

県民の生涯学習を支援していくためには、市町村立図書館の特色や事業を紹介するなど、県全体の図書館のイメージアップや利用の促進を図ることが大切です。また、県立図書館は県民にとって必ずしも身近な図書館ではないため、県立図書館の役割や機能を知らせる広報、啓発事業を企画・立案し、実施する必要があります。

(8) 中央図書館の耐震化・老朽化、書庫狭隘化、カウンターの分散

中央図書館は、県の中心地にあり、県庁に近いことなどから、市町村支援をはじめとした県立図書館機能を果たす上で中核となる施設です。耐震診断結果や施設の老朽化による利用者の安全確保が急務であるとともに、現施設の有効利用、県立図書館の機能強化の観点からも、施設のリニューアルが必要です。特に、書庫狭隘化対策、来館者への迅速な対応のためのワンストップサービス*3、高齢者等の利用に配慮したバリアフリー化への対応策が必要となります。

*3 一度の手続で、必要なことすべてを完了できるように設計されたサービスのこと。

1 3 平成22年度千葉県立図書館運営方針

県立図書館は、法令及び千葉県図書館協議会答申等を踏まえ、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応え、県民が等しく図書館サービスを楽しみ、県民文化の向上に寄与するよう、下記の基本方針に基づき、平成22年度事業計画及び図書館サービス目標を定める。

【基本方針】

- 1 県立図書館は、中央、西部及び東部図書館の3館が一体となって県民の多様化した図書館サービスへの要求に応えるものとし、県内公共図書館、高等学校図書館及び大学図書館等との連携を図りながら、県内図書館サービス全体の向上を図るものとする。
特に、平成22年が国民読書年であることを踏まえ、県内図書館等と連携し県民の一層の読書振興に努めるとともに、読書県「ちば」を目指すための協力・援助機能等の充実に努めるものとする。
- 2 県立図書館は、県内の中核的調査研究図書館としての機能を発揮するものとし、必要な資料収集及びレファレンス機能の向上に努めるとともに、本県関係資料の最終保存館としての機能の強化を図る。
- 3 県立図書館は、公共図書館ネットワークの中心館としての機能を発揮するものとし、市町村立図書館の求めに応じた援助や学校図書館との連携強化等を図る。
- 4 県立図書館は、図書館未設置市町村の読書施設に対し、補完サービスを行うとともに、当該市町村の求めに応じた必要な援助を行う。
- 5 県立図書館は、県内公共図書館職員の資質向上のための研修の充実に努める。
- 6 県立図書館は、「千葉県立図書館のサービス評価指標」の達成に努めるとともに、達成状況の自己点検及び第三者評価を行う。

1 4 図書館利用規則

昭和62年4月1日教育委員会規則第1号
最終改正 平成19年3月30日教育委員会規則第12号

(趣旨)

第一条 この規則は、教育機関設置条例(昭和三十二年千葉県条例第四号)第三条に規定する図書館(以下「館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 館の開館時間は、午前九時から午後七時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)、土曜日及び日曜日の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 館の長(以下「館長」という。)は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 館の休館日は、次のとおりとする。

一 定期休館日 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)

二 年始休館日 一月一日から四日まで

三 年末休館日 十二月二十八日から三十一日まで

四 館内整理日 毎月の第三金曜日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)

五 特別整理期間 春秋それぞれ十日以内で館長が定める日

六 臨時休館日 特別の事情により、館長が休館を必要と認めた日

2 前項第五号及び第六号に規定する休館日については、館長はあらかじめその旨を掲示しなければならない。

(入館の制限)

第四条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

一 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼした者

二 その他館長の指示に従わない者

(館内利用)

第五条 図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他の図書館資料(以下「資料」という。)は、館長が定める場所で利用するものとする。

2 書庫内の資料を利用しようとするときは、書庫資料利用申込書(別記第一号様式)によらなければならない。

(個人貸出し)

第六条 資料の個人貸出しを受けることのできる者は、県内に居住し、通勤し、又は通学する者とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 資料の個人貸出しを受けようとする者は、資料貸出券(別記第二号様式)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

3 前項の資料貸出券の交付の申込みは、資料貸出券交付申込書(別記第三号様式)によるものとする。この場合において、当該申込みをしようとする者は、身分証明書、運転免許証その他本人及びその居住を確認できるものを提示しなければならない。

4 第二項の規定により資料貸出券の交付を受けた者が、継続して三年間貸出しを受けなかつたときは、資料貸出券は失効するものとする。

5 個人貸出しを受けることのできる資料の数は、一人一回につき五冊(図書以外の資料の数を含む。)以内とし、その貸出期間は二週間以内とする。ただし、貸出期間内に、当該個人貸出しを受けた者から申出があつたときは、二週間以内に限り、その貸出期間を延長することができる。

(図書館間貸出し等)

第七条 資料の図書館間貸出しを受けることのできる施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一 図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する公立図書館(以下「公立図書館」という。)及び私立図書館

二 国立国会図書館

三 地方公共団体の議会に附置する図書室

四 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校に附属する図書館又は図書室

五 公民館(県内の市町村のうち公立図書館を設置していない市町村(以下「図書館未設置市町村」という。)のものに限る。)

六 その他館長が適当と認めた施設

- 2 前項に規定する施設のほか、次の各号に掲げるものは、資料の貸出しを受けることができる。
- 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 - 四 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - 五 その他館長が適当と認めたもの
- 3 前各項の規定による貸出し（以下「図書館間貸出し等」という。）の貸出期間は、四週間以内とする。ただし、貸出期間内に、当該図書館間貸出し等を受けたものから申出があつたときは、四週間以内に限り、その貸出期間を延長することができる。
- 4 前項の貸出期間は、資料を貸し出した日（郵送による場合にあつては、発送した日）から、当該資料が館に返却される日までとする。
- 5 前二項に規定するもののほか、図書館間貸出し等に関し必要な事項は、館長が定める。

（参考調査）

第八条 質問、相談等の参考調査を受けようとするものは、口頭、電話、文書その他の方法によりこれを依頼することができる。

- 2 前項の依頼があつたときは、主として資料に基づいてこれを調査し、原則として次の各号に掲げる方法により回答するものとする。
- 一 依頼事項に関する文献及びその所蔵箇所の紹介
 - 二 依頼事項に関する専門的調査機関等についての情報の提供
- 3 次の各号に掲げる事項については、前項の回答は、行わない。
- 一 法令等の規定により公表を禁じられている事項についての調査
 - 二 古書、古文書、美術品等の鑑定及び価格の調査
 - 三 学習課題、卒業論文、懸賞問題その他これらに類するものに対する解答の作成
 - 四 身上相談、医療相談及び法律相談
 - 五 文献の解説、翻訳及び抄録の作成
- 4 前項に規定するもののほか、経費又は時間を要し、他の参考調査業務に支障を及ぼすおそれのある調査については、第二項の回答を行わないことができる。

（視覚障害者等の利用）

第九条 視覚障害者その他館の利用に障害のある者に対する対面朗読、録音テープの貸出し等の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

（複製）

第十条 複製の申込みをしようとする者は、資料複製申込書（別記第四号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の複製の申込みがあつたときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該複製を許可するものとする。
- 一 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に違反する場合
 - 二 複製により損傷を来すおそれがある場合その他館長が不適當と認める場合
- （貸出しを禁ずる資料）

第十一条 館長が貸出資料として指定した資料以外の資料は、貸出しを行わない。ただし、館長は、特にその必要があり、かつ、適当であると認めたときは、四週間以内に限り貸し出すことができる。

（返却を怠つた者に対する処置）

第十二条 館長は、利用者が資料の返却を怠り、又は返却を要求してもこれに応じないときは、以後の利用を禁止することができる。

（損害の賠償）

第十三条 利用中の資料を紛失し、又は著しく損傷した者は、現品又は相当の代価をもつて賠償しなければならない。

（委任）

第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則（抄）

（施行期日）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

別記様式（省略）

15 設置根拠法令

○「教育基本法」第十二条の2

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

○「社会教育法」第六条

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し「図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること」を行う。

<参考>

○「図書館法」(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：平成二〇年六月一日法律第五九号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除